

第16号議案

令和7年度京都府流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度京都府流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|--|----|
| (1) 流域関連市町 | 京都市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町及び与謝野町 | |
| (2) 年間総処理水量 | 115,053,000立方メートル | |
| (3) 一日平均処理水量 | 315,214立方メートル | |
| (4) 主要な建設改良事業 | | |
| ア 桂川右岸流域下水道事業 | 汚泥処理施設 | 一式 |
| イ 木津川流域下水道事業 | 水処理施設 | 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	流域下水道事業収益		14,735,341千円
第1項	営業収益		8,000,334千円
第2項	営業外収益		6,735,007千円
		支	出

第 1 款	流域下水道事業費用	14,900,015千円
第 1 項	営業費用	14,607,975千円
第 2 項	営業外費用	292,040千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,268,147千円は、損益勘定留保資金等 1,268,147千円で補填するものとする。）。

収 入		
第 1 款	資本的収入	7,347,173千円
第 1 項	企業債	2,276,000千円
第 2 項	出資金	366,273千円
第 3 項	負担金	1,219,100千円
第 4 項	補助金	3,485,800千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	8,615,320千円
第 1 項	建設改良費	6,304,351千円
第 2 項	企業債償還金	2,310,969千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業営業費用	令和7年度から令和8年度まで	1,053,000 <small>千円</small>

令和7年度流域下水道事業建設改良費

令和7年度から令和9年度まで

6,154,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 建設改良資金等に充てるため。
- 限度額 2,276,000千円
- 起債の方法 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
- 利率 年10.0%以内
- 償還の方法 (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 516,585千円

(他会計からの補助金)

第9条 減価償却費、企業債利息及び高度処理に要する経費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,453,005千円と定める。

令和7年2月12日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊